

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長 殿		平成26(2014)年 9月25日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人 立命館 理事長 長田 豊臣 電話075-813-8168					
主たる業種	大学	細分類番号	8 1 6 1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	立命館地球環境委員会が定めた目標(平成32(2020)年までに、原単位を平成2(1990)年レベルに戻す)を実現するため、年平均2%以上の削減を行なう。						
計画を推進するための体制	総長を委員長とする立命館地球環境委員会において、進捗状況を点検・管理する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	10,882.4 トン	9,800.4 トン	9,663.4 トン	9,531.8 トン	-11.2 パーセント	
目標の根拠	主として以下の取組みが排出量の削減に繋がると見込まれるため。 ①新築・改修におけるエネルギー効率の良い設備等の導入。 ②排出量の約8割を占める衣笠キャンパス(周辺施設を除く。)における買電契約電気事業者の変更(排出係数の数値減)。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	教育施設	事業活動に伴う排出の量 (延床面積213,453.28/100)	5.10	4.59	4.53	4.47	-11.11 パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	第二計画期間において大きな変動はないと見込まれることから、第一計画期間と同様に延床面積を原単位の指標として設定した。目標の根拠は、上欄「温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標」と同様。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	10.0 パーセント	121.0 パーセント	121.0 パーセント	126.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	エネルギー効率の良い設備等を導入すると共に、夏期及び冬期における節電等の取組みを強化する。					
	(27)年度	エネルギー効率の良い設備等を導入すると共に、夏期及び冬期における節電等の取組みを強化する。					
	(28)年度	エネルギー効率の良い設備等を導入すると共に、夏期及び冬期における節電等の取組みを強化する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	公共交通機関での通勤を基本とする。					
	上記の措置を採用する理由	従前からの措置であり、大学周辺は十分な駐車場がなく、学生の迷惑駐車など近隣に与える影響を少なくするため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①学生、生徒、児童による環境活動への参加 ②学生、生徒、児童への自然環境に関する教育 ③本学の実施事例の関連団体研修会での事例報告						
特記事項	①原単位の指標の値、基準年度の排出量及び超過削減量→立命館中学校高等学校が平成26(2014)年9月1日に長岡京市へ移転したため、3つの値は当該事業所を除いた数量にて算出。 ②買電契約電気事業者の変更→平成26(2014)年度より衣笠キャンパス(周辺施設を除く。)について関西電力からエネットへ変更。 ③超過削減量の差引→第1年度:635トン、第2年度:635トン、第3年度:635.4トン						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。